

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	その他(公認会計士試験受験願書等受付業務)	
改善促進手続名	公認会計士試験受験願書の提出、公認会計士試験免除申請書の提出	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<p>・現状、e-Gov上に手続ページが存在しているものの、公認会計士試験の受験願書提出や試験免除申請をオンラインで行うことがシステム上できない(オンライン画面上での電子的な願書等の作成、送信が不可)状況となっており、オンライン申請を可能とするようシステム上の対応を行う。</p> <p>その際、現行制度上受験願書提出時に書面での提出が義務付けられている免除資格証明、試験免除申請時に書面での提出が義務付けられている証明書面について、オンライン申請に当たって電子ファイル化したもののオンライン提出を認めるよう関係府令の改正を検討する(平成27年度末までに)。</p>	
(2)本人確認方法の見直し	<p>・現状、オンライン申請をするに当たり電子署名が必要とされているが、今後、オンライン申請を可能とするシステム対応に併せ、ID、パスワードを用いた本人確認を導入する。これに伴い、関係府令の改正を検討する(平成27年度末までに)。</p>	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>・上記のとおり、現状、オンライン申請は実質的に行えない状況であり、特段の周知を行っていないが、今後、オンライン申請を可能とするシステム対応に併せ、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等においてオンライン申請に係る周知啓発を行う(平成27年度下半期以降)。</p> <p>加えて、オンライン申請に関するマニュアルを作成し、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等に掲載する(平成28年度上半期)。このため、マニュアル作成のための作業に着手する(平成27年度中)。</p>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>・上記のとおり、現状、受験願書提出のオンライン申請は実質的に行えない状況にあるが、今後、オンライン申請が可能となるようシステム上の対応を行う(平成28年8月までに)。</p>	
3システムの利便性の向上	<p>・上記のとおり、現状、オンライン申請は実質的に行えない状況にあるが、オンライン申請が可能となるようシステム上の対応を行う。その際には、受験者の利便性向上や当局業務の合理化、効率化の観点から、外部事業者が提供するサービスを利用する方式を導入する(平成28年度末までに)。</p>	
4経済的インセンティブの活用	<p>・公認会計士試験受験手数料については公認会計士法第11条に「実費を勘案して政令で定める」旨規定されていることも踏まえつつ、経済的インセンティブの活用可能性について検討する(平成27年度末までに)。</p>	
5普及啓発等	<p>・現状、オンライン申請について特段の周知を行っていないが、今後、オンライン申請を可能とするシステム対応に併せ、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等において周知啓発を行う(平成27年度下半期以降)ほか、日本公認会計士協会と連携し、同協会が主催する業務説明会(大学等における受験予定者向け)等において、オンライン申請について周知、PRを行う(平成28年度以降)。</p>	
6その他		